

議案第182号

大阪市保健福祉センター条例の一部を改正する条例案

大阪市保健福祉センター条例（平成15年大阪市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事務を」を「事務（以下「社会福祉関係事務」という。）を」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 前項に定めるもののほか、西成区保健福祉センター分館は、社会福祉法第14条第6項に規定する事務（生活保護法（昭和25年法律第144号）に係るものに限る。）及び社会福祉関係事務のうち市長が別に定めるものを行う。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年2月28日提出

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上 龍 一

説 明

西成区保健福祉センター分館の所掌事務を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

(太字は改正)

大阪市保健福祉センター条例 (抄)

(所掌事務)

第2条 センター(分館を除く。)は、社会福祉法第14条第6項に規定する事務及び地域保健法第18条第2項に規定する事業のほか、社会福祉に関する事務のうち市長が必要と認める事務(以下「社会福祉関係事務」という。)をつかさどる。

2 省 略

3 前項に定めるもののほか、西成区保健福祉センター分館は、社会福祉法第14条第6項に規定する事務(生活保護法(昭和25年法律第144号)に係るものに限る。)及び社会福祉関係事務のうち市長が別に定めるものを行う。